

全建事発第 106 号
令和元年 12 月 24 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔公印省略〕

技術検定に係る実務経験証明書に関する注意喚起について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、国土交通省より別添のとおり通知がありました。

建設業法第 27 条に基づく技術検定において、所定の実務経験を充足していない状況で技術検定を受検し、資格を不正に取得した者を工事の監理技術者若しくは主任技術者に配置する、又は営業所の専任技術者として配置するという事態が発生しました。

今回の事態が発生した主な原因は、複数の種類の技術検定を受検する際に、本来、種類ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であったこと等によるものです。

このような事態が発生した場合、当該合格者が監理技術者又は主任技術者として従事した工事の品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となるため、技術検定の受検申請時に実務経験を証明する際は、実務経験の重複計上等が生じることがないように、厳格な確認を行うことが求められます。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・国土交通省通知文

(担当) 事業部 木下
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

国土建第383号
令和元年12月18日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長
(公 印 省 略)

技術検定に係る実務経験証明書に関する注意喚起について

この度、建設業法第27条に基づく技術検定において、所定の実務経験を充足していない状況で受検申請を行い、技術検定を受検し、資格を不正に取得するという事態が発生しました。

また、その結果、不正取得であったため資格要件を満たさない者を、工事の監理技術者若しくは主任技術者に配置する、又は営業所の専任技術者として配置するという事態が発生しました。

今回の事態が発生した主な原因は、複数の種類の技術検定を受検する際に、本来、種類ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であったこと等によるものです。

このような事態が発生した場合、不正の手段によって技術検定を受け合格した事実が明らかとなった合格者に対し、合格の取り消しや受検禁止措置が課せられることのみにとどまらず、当該合格者が監理技術者又は主任技術者として従事した工事の品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

貴職におかれましては、貴団体参加の会員企業に対し、今回の事態について周知いただくとともに、技術検定の受検申請時に実務経験を証明する際の確認方法について点検し、実務経験の重複計上等が生じることのないよう、厳格な確認を行っていただくようお願いいたします。